**借り上げた宿舎の使用に関する契約書**（参考様式）

※江戸川区介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金の申請時にご提出いただく「補助対象入居者と締結した宿舎に係る使用契約書の写し」は任意様式です。

※下記は参考として、必要に応じて、内容を修正してご使用ください。

※下記の第９条は、江戸川区と災害時協力協定を締結していない場合は記載不要です。

○○〇〇法人　○○会（以下、「甲」という。）は、甲が第三者より借り上げた宿舎（以下、宿舎）の使用について、甲の従業員である

◇◇◇◇（以下、「乙」という。）と、以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

この規程は、甲の従業員に向けて、宿舎の運用・管理等について定めたものである。

第2条（入居資格）

宿舎を使用できる者は、甲の従業員であり、かつ甲の許可を得た者である。

第3条（入居）

　入居日は、令和　　年　　月　　日とする。乙はこの入居日までに入居しなければならない。入居しない場合、許可を取り消す場合がある。

第4条（宿舎の使用料等）

１　乙は甲に、宿舎の使用料等（月額賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料）の内、　　　　円を支払う。この使用料等は、甲が乙に支給する当月の給与から差し引く。

２　乙が入退去時に発生する宿舎の使用料等以外の費用については、乙が負担する。

第5条（禁止事項）

乙は甲の許可なく、以下の行為を行ってはならない。

（1）第三者への宿舎の貸与

（2）甲が了承した者以外を同居させる

（3）宿舎の建物ならびに宅地の改変

（4）周辺住民の迷惑となる行為

第6条（損害賠償）

乙または甲が了承した乙の同居人等が、故意または重大な過失によって建物の全部もしくは一部を破損させた場合、乙の負担によって修繕、または賠償を行う。

第7条（退去）

１　乙は下記のいずれかに該当する場合、宿舎から退去しなければならない。

（1）死亡、解雇、退職により、当法人の従業員としての資格を喪失した場合

（2）本規程に違反した場合

（3）その他、甲が妥当と認めた場合

２　甲は乙に宿舎の退去を命じる場合、遅くとも退去日の30日前までに乙に通知する。

３　乙が宿舎の退去を希望する場合、速やかに甲へ申し出るとともに、退去日については甲乙で協議する。

第8条（原状回復義務）

乙は宿舎を退去するとき、使用者の責に帰すべき事由による破損、汚損等を乙の費用で原状に回復し、甲の確認を受けることとする。

第9条（災害発生時の対応）

災害発生時、乙は甲と江戸川区で締結している　　　　　　協定に基づき、　　　　として行動すること。

上記契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各１通を互いに保持する。

令和　　年　　月　　日

甲　東京都江戸川区〇〇〇〇

○○〇〇法人　○○会

代表取締役〇〇〇〇

乙　東京都江戸川区◇◇◇◇

◇◇◇◇

宿舎所在地

東京都江戸川区××××